⑵　400ボルト、440ボルトの３定格

定格電圧	400ボルト		440ボルト
定格周波数	50ヘルツ	60ヘルツ	
台数比率	50パーセント	30パーセント	20パーセント

⑶　200ボルト、220ボルト、400ボルト、440ボルトの６定格

定格電圧	200ボルト		220ボルト	400ボルト		440ボルト
定格周波数	50ヘルツ	60ヘルツ		50ヘルツ	60ヘルツ	
台数比率	40パーセント	25パーセント	10パーセント	10パーセント	５パーセント	10パーセント

２　表示事項等

２－１　表示事項

モータのエネルギー消費効率に関し、製造事業者等は、次の事項を表示すること。

イ　品名

ロ　定格出力

ハ　極数

ニ　定格電圧

ホ　定格周波数又は基底周波数

ヘ　使用の種類

ト　エネルギー消費効率

チ　効率クラス

リ　製造事業者等の氏名又は名称

２－２　遵守事項

⑴　２－１のトに掲げるエネルギー消費効率は、エネルギーの使用の合理化に関する法律施行規則（昭和54年通商産業省令第74号）別表第５下欄に掲げる数値をパーセント単位で小数点以下１桁まで表示すること。

⑵　２－１のチに掲げる効率クラスは、定格電圧・周波数ごとに記載すること。ただし、各定格電圧・周波数での効率クラスが全て共通している場合にあっては、１種類の記載とすることもできる。

⑶　２－１に掲げる表示事項の表示は、モータ本体の見やすい箇所に容易に消えない方法で記載して行うこと。また、性能に関する表示のあるカタログ又は機器の選定にあたり製造事業者等により提示される資料の見やすい箇所にも容易に消えない方法で記載して行うこと。

３　エネルギー消費効率の測定方法

⑴　１のエネルギー消費効率は出力をワットで表した数値を、入力をワットで表した数値で除した数値とし、当該数値は次の式により算出するものとする。

$E=(P_1-P_T)/P_1\times100$

この式において、E、P_1、P_T、P_1-P_Tは、それぞれ次の数値を表すものとする。

E　：エネルギー消費効率（単位　パーセント）

P_1　：定格負荷温度試験に従った定格負荷試験からの入力（単位　ワット）

P_T　：全損失（単位　ワット）

P_1-P_T：出力（単位　ワット）

⑵　P_1及びP_Tは日本工業規格（以下「ＪＩＳ」という。）Ｃ4034－２－１（2011）「回転電気機械－第２－１部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」に規定する方法により測定した入力及び全損失とする。

⑶　測定方法は、商用電源においてＪＩＳ　Ｃ4034－２－１（2011）「回転電気機械－第２－１部：単一速度三相かご形誘導電動機の損失及び効率の算定方法」に規定する不確かさ「低」の試験方法による。

備考　ＪＩＳ　Ｃ4034－30（2011）「第30部：単一速度三相かご形誘導電動機の効率クラス（ＩＥコード）」に規定する補助装置が付いた電動機の効率試験は、補助装置が電動機の構造に必須の部分でない限り、補助装置を取り付けない状態で行う。また、インバーター駆動専用に作られた電動機については、インバーターで駆動させず、商用電源で測定を行う。

附　則

この告示は、平成二十六年十月三十一日から施行する。ただし、２の規定は、平成二十七年四月一日から施行する。

○国土交通省告示第千五十二号

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）附則第二十六項の規定により、同法附則第二十項の規定による指定を同法第四十三項の十一第一項の規定による指定と、同法附則第二十項の規定による指定を受けた特例港湾運営会社を同法第四十三条の十一第一項の規定による指定を受けた港湾運営会社とみなして適用する同法第四十三条の十一第十三項の規定に基づき、港湾管理者が川崎市である埠頭群を運営する特例港湾運営会社として指定した川崎臨港倉庫埠頭株式会社から、その本店の所在地を変更する旨の届出があったので、同条第十四項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十六年十月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

変更前の本店の所在地　川崎市川崎区千鳥町二十二番三号

変更後の本店の所在地　川崎市川崎区千鳥町七番一号

変更年月日　平成二十六年十一月一日

○国土交通省告示第千五十三号

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成二十一年法律第六十四号）第三条の二第一項及び第二項において準用する同法第三条第三項の規定に基づき、特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年十月三十一日　　国土交通大臣　太田　昭宏

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程の一部を改正する告示

特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法施行規程（平成二十六年国土交通省告示第五十六号）の一部を次のように改正する。

第四条の表中

「

三　関東運輸局長	「特別多区域」、「京浜交通圏」、「北多摩交通圏」、「南多摩交通圏」、「西多摩交通圏」、「県央交通圏」、「県西交通圏」、「県北交通圏」、「県南交通圏」、「横浜交通圏」、「川崎交通圏」、「相模原交通圏」、「横須賀三浦交通圏」、「湘南	